



集会報告記録集

第31回・東京(オンライン併用)
全国教育研究交流集会

2022年12月25・26日

保護者、地域との共同から 新自由主義教育改革の 対抗軸を



民主教育研究所

目 次

■ 第31回全国教育研究交流集会の報告集に寄せて …	1
■ 基調報告	2
■ 全体会報告	6
コロナ禍の分断を越える参加と共同を—アメリカの教員組合運動に学ぶ—	
講 演 「たたかえば勝利する——米国における教員組合の組織化」 バーバラ・マデローニ／鈴木大裕	
シンポジウム	
「参加と共同をどうつくるか——青年教職員の現状から考える」 笹本育子	
「先生が足りない——教員不足の実態とその背景」 佐久間亜紀	
*「記念講演」と「シンポジウム」の報告内容については、 『人間と教育』117号(2023年3月)をご覧ください。	
■ 分科会	10
第1 コロナ禍と子ども・若者	11
第2 憲法と平和教育	13
第3 教育課程に発達の見点を	15
第4 Society5.0型教育改革下の高校再編のゆくえ	17
第5 学校と地域を守るために	19
第6 教師の働き方のゆくえ	21
第7 ジェンダー平等と教育	23
第8 障害児教育の専門性とはなにか	25
第9 環境	27

第31回全国教育研究交流集会の 報告集に寄せて

集会実行委員長 山本由美

教師の労働条件は子どもの学習条件

民主教育研究所は、2022年12月25、26日に第31回全国教育交流集会を東京（全国教育文化会館）で開催しました。

1日目の全体会では、アメリカから前マサチューセッツ教員組合委員長、現在は革新的な労働運動のプラットフォーム「レイバーノーツ」スタッフである、バーバラ・マデローニさんを招きました。講演「コロナ禍の分断を超える参加と共同をーアメリカの教員組合運動に学ぶー」とシンポジウムを行い、2日目は、その提起を受けて、9つの分科会に分かれて報告、討論が行われました。

一貫して、初日にマデローニさんが掲げた以下の4つの問いに答えることをめざしました。

- ① 公教育に対する新自由主義に対するたたかいを、教員組合はどのように組織していけばよいのか。
- ② 保護者との連携をどのように進めていくのか。
- ③ 社会正義組合（Social Justice Union）をどのように実現していくのか。
- ④ そして、教師が多忙で、組合員も減少している中で、これらの課題にどうやって取り組んでいったらよいのか。

それらは、まさに私たちが日々突き付けられている課題でもあります。

コロナ禍を契機にアメリカの労働運動は、顕在化した社会的矛盾や困難を受けて、「高揚」ともいえる時期を迎えていると言われます。ブラック・ライブズ・マター運動を受けて、学校からの警察排斥運動

が各地で行われるようになりましたが、それは社会正義を求めるより広い社会的連帯につながっていきました。様々な分野で若者たちが



参加した組合が結成され、多くのストライキが実現しています。その背景には、多くの人々が、パンデミックにより「私たちは希望がなく、競争に駆り立てられ、分断され、孤独にされている」ということの自覚が生まれたことがあるとマデローニさんは指摘します。

この潮流を牽引したのが、7月の民研フォーラムで報告された、2012年のシカゴ教員組合による保護者、市民の支持を受けた大ストライキと、その後でアメリカ各地で実現していった教員組合のストライキであったといわれます。「教師の労働条件は子どもの学習条件である」というスローガンをもとに、新自由主義に対する市民共同の対抗軸が形成されていったのです。

日本では、コロナ禍の経験から、少人数学級を望む国民的運動が高まり40年ぶりの小学校での35人以下学級が実現しましたが、アメリカの様に社会的矛盾を受けての大きな変革を望むきざしはまだのようです。しかし私たちが掲げてきた「参加と共同」は、まさにその方向性をめざしたものです。これからの日本の教員組合の運動と市民との共同に大きな期待を寄せていく、その第1歩にこの集会在り位置づけは幸いです。



基調報告

保護者、地域との共同から 新自由主義教育改革の対抗軸を

1 コロナ禍がもたらしたもの

2020年2月27日、安倍首相が法的権限なく一斉休校を要請、4月からも緊急事態宣言のもと、多くの自治体で休校措置が取られた。学校現場では十分な準備もなく6月以降の一斉登校、部分登校を迎えることになった。教職員は感染対策や消毒作業に追われ、緊張感の中で教育活動を再開せざるを得なかった。一部自治体ではオンライン授業への切り替えが行われたが、一部で条件整備が不十分なため子どもたちの混乱や教師の過重負担を招いた。学校行事の中止、教育内容の詰め込み、スピードアップした過密な授業など、子どもたちにも教職員にも大きな負担を課した。東京では、小1時に休校でひらがなの習得が家庭教育に委ねられた結果、学習がつかず、後の学年で思いを文字化できず荒れる子どもたちの姿も見られた。

「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文科省が2022年10月27日）によると、小・中学校における不登校児童生徒数は前年度の196,127人を大幅に上回り244,940人と過去最多になっている。いじめ件数も再度上昇に転じている。特に小学生の「暴力行為」発生率の上昇で、1000人当たり6.5件から7.7件に増加し、件数でも発生率でも中学校を上回っている。文科省は前年より続くコロナ禍で「交友関係を築くことが難しくなり登校意欲がわきにくい」と、まるで子どもが原因であるかのように分析するが、学校自体が子ども、特に小学生にとってストレスフルな場になっている。

2 災害時便乗的なGIGAスクール構想から新たな政策パッケージへ

コロナ禍のもと、災害時便乗的に前倒しで進め

られたGIGAスクール構想は、Society5.0時代の教育として「個別最適化された学び」をめざすとされる。しかし実際には十分な条件整備や教職員の準備なしに、自治体がトップダウンで突然導入したオンライン授業は、しばしば子どもたちや保護者、教職員にも多くの混乱をもたらした。

アメリカで、安全な学校環境が保障されるまで教室には戻らない、と教員組合の教師たちが全リモート授業を求めて保護者や住民の支持のもとに、行政に対して「学校再開闘争」を行ったのとは対照的である。他方、日本はデジタル社会という観点から見たら、国際的に立ち遅れた状況にあることも確認された。

GIGAスクール構想は、個々の子ども達が、「一人一人の能力や適性に応じて」AIによって個別に提供されるプログラムに取り組んでいく方式をめざすとされる。それは従来行われてきた集団的な学びの崩壊と究極の自己責任体制をもたらす危険性を有している。

2022年6月、内閣府の総合科学技術・イノベーション会議は「Society5.0実現に向けた教育・人材育成に向けた政策パッケージ」を公表した。そこでは、「多様性」「多様な幸せ(well-being)」がSociety5.0の中核とされ、甘口な表現で能力主義的な方向性が示された。「政策パッケージ」である「子どもの特性を重視した学びの「時間」と「空間」の多様化」は、「様々なリソースの活用」と称して企業の活用、民営化、産官学共同を促進するものであろう。また「STEAM教育を社会全体で支えるエコシステムの確立」「文理分断からの脱却・理数系の学びに関するジェンダーギャップの解消」は、新たな産業構造の転換、デジタル社会の実現に必要な人材養成、不足している理系人材確保に舵を切ろうとするものである。

また新たに開設される「こども家庭庁」は、長年、子どもの権利運動によって子ども対策の包括的な政策調整部局が求められていたにもかかわらず、現時点では必ずしもその期待に応えるものではないと思われる。逆に家族という私的な領域への介入も懸念される。さらに、「デジタル庁」と連携して子どものビッグデータ収集・管理を担当することも懸念される。従来、厚生労働省管轄であった保育はもとより、不登校、虐待など困難を抱える子ども施策に関わる領域を、内閣府の外部組織であるこども家庭庁が管轄することになる。これらは、将来的には厳格なデータ管理対象になるとともに、事業として民営化の対象とされていくことが懸念される。本格的に経済産業省・内閣府主導で、経済政策として「理系（教科横断的）人材」養成を目的とするSTEAM教育推進のために、学校制度を大規模に序列的に再編し、一部のエリート教育に資源を集中していくことがめざされ、教育の機会均等をめざしたはずの公教育制度が掘り崩される危険がある。

3 新自由主義教育改革の現状

—2006年教育基本法体制の現実—

教育基本法改正後、特に第二次安倍政権の下でその実態化ともいえる新自由主義的教育改革とそれを補完する新保守主義的教育改革が進展した。

教育基本法の改正は、「人格の完成」を実現するための子ども、親、住民および教師の間の相互尊重と協働（第2条）、教育の直接責任制、さらに教育行政の役割を条件整備に限定する、といった教育の自由の尊重と、国家が教育内容に無限定に介入することの歯止め（第10条）の根拠となっていた文言を削除した。その結果、行政が教育内容・方法に直接介入する「学力テスト体制」に道が開かれ、近年では「スタンダード」といった教育方法・生徒指導などのパターン化が進んでいる。人間的な関係を奪われた子どもにとって学校は生き生きとしたものでなくなっている。教師が専門性を活かしなが

ら、子どもとふれあいながら、教師集団をつくり営んでいくという人間的な営み自体が阻害されるようになっていく

さらに、改正基本法は、学習指導要領「道徳」内容4領域を“法律に格上げ”し、新保守主義的な国民統合の方途として道徳「特別の教科」化を進め、その「態度」主義を促していった。「学校規律」としてゼロ・トレランス・ポリシーが盛り込まれ、その後の校則強化など管理主義的な学校教育をもたらした。子どもの内面の問題に目を向けない、蓋をする、そんな関わりしか許されないような学校の状況も出現している。行為のみを対象に一律で厳格な指導を行うゼロ・トレランスは、結果として子どもの「指導死」の増加などをもたらした。これらは前述の「子どもと教師の人格的な触れ合い」が削除されたことの代替でもあり、これまで積み上げられてきた子どもの権利実現に逆行するものである。教師の働く条件の劣悪さだけにとどまらない。

しかし、日本国憲法に定められた教育を受ける権利を実現し、「人格の完成」をめざす、教育基本法の基本的な位置は揺るがない。そこを拠点に私たちの実践と研究が追及される必要がある。

4 教職員の労働条件の悪化

「働き方改革」の提唱にも関わらず、教職員の長時間過密労働はなかなか解決しない一方で、非正規雇用の増加、全国的な教師不足、教師希望者の減少などが起きている。学校現場での「スタンダード」の多用、強制的なオンライン授業の導入、さらには教材研究の時間的余裕も不十分で自主的創造性が活かせない状況が、教師の仕事を不毛なものにしている。学校現場では「非正規・非常勤も含めた専門職（スペシャリスト・教員以外）の労働のパッチワークにより構成されるジョブ型組織への移行が進んでいる（山崎洋介）」と言える。また、常に評価と競争にさらされる職場で、管理職などによるハラメントも起きやすい。若い教職員が傷つけられ、時には離職していく事態も見られる。子どもにも同僚にも「人間らしいあたたかい職場」が切に求められ

る。

小学校の35人以下学級が実現したが、都市部の多くの中学校ではまだ実現していない。児童生徒数の自然減に対して、現状の教員定数を維持すれば小中で速やかに少人数学級が実現できるのであるが、文科省は総数で教員数を減らしている。さらに従来、自治体が独自に少人数学級実現に充てていた「指導工夫改善加配」などを新たな35人学級実現に回してしまったため、逆に少人数学級実現が難しくなっているケースが出現している。

高学年の教科担任制を推進しているのに、加配教員数が不十分であるために、中学校教員が小学校に兼務するケース、小学校の担任同士の交換授業のケースが出現して、結果的に教師の授業時間増、多忙化につながっている。

5 学校と地域の再編

2014年にスタートした「地方創生」政策において総務省が全自治体に要請した「公共施設等総合管理計画」が、小・中・高すべての段階の学校統廃合、実質的統廃合である小中一貫校化、他の公共施設との「複合化」などが推し進められている。政府や教育行政は「教育的理由」を挙げるが検証が不十分な点が多く、多くが経済効率性を求めるとともに、住民自治を懐柔して地域の新自由主義的再編を進めようとするものである。

産業構造の転換を受けた高校再編も一部の自治体で急速に進められ、子どもにダメージを与え地域を衰退させる事態が出現している。

6 新自由主義教育改革の対抗軸を

新自由主義的教育改革はトップダウンで経済的な目的のために行われるものであるため、学校レベルで構成員の自治に基づいた共同、子どもの成長・発達のために構成員によって自主的に決定される事項が最も障害物となる。しかしながら日本では教職員が徹底的に管理される中、学校自治の実現が困難なものになっている。

他方、アメリカに目を転じると、シカゴ市で、最も先行的な新自由主義的教育改革の中で進められた学校統廃合に反対する教員組合教師と住民組織の活動家の共同が「反民営化、反統廃合」を掲げ、改革の対抗軸を形成していった。自分たちの労働条件のためだけではなく、コミュニティの利益や、差別・貧困などの解決のために団体交渉を行い、教育条件整備を求めていく「社会正義的組合主義」がめざされていくことになった。2012年のストライキは広く子ども、保護者、市民に支持された。

その後、2020年以降のコロナ禍で顕在化した社会的矛盾や困難を受けて、その流れは「高揚」ともいえる社会運動や様々な分野での新たな組合の結成、多くのストライキの実現につながっていった。ブラック・ライブズ・マター運動を受けて、学校からの警察排斥運動が各地で行われるようになったが、それはより広い社会的連帯につながっていった。

その背景には、多くの人々が、パンデミックにより「私たちは希望がなく、競争に駆り立てられ、分断され、孤独にされている」ということの自覚が生まれたことがあると、本日の講師のバーバラ・マデローニさんは指摘する。

日本では、コロナ禍の経験から、少人数学級を望む国民的運動が高まり40年ぶりの小学校での35人以下学級が実現した。しかし、社会的矛盾を受けての大きな変革を望むきざしはまだこれからであるようだ。私たちがアメリカの取組から学ぶ点は多いと思われる。

バーバラ・マデローニさんは、私たちの今回のシンポジウムでの問いかけを以下の様にまとめてくださった。今日のシンポジウムでは以下の課題を深めていきたい。

- ① 公教育に対する新自由主義に対するたたかいは、教員組合はどのように組織していけばよいのか。
- ② 保護者との連携をどのように進めていくのか。
- ③ 社会正義的組合をどのように実現していく

のか。

- ④ そして、教師が多忙で、組合員も減少している中で、これらの課題にどうやって取り組んでいったらよいのか。

これは教職員に限定される課題ではない。コロナ禍で分断され、孤立させられ、また経済的な困難にさらされた人々が、今行われている改革の構造を知り、連携し、矛盾を解決する方向性を考えていきたい。そのことは、私たちがめざしてきた教職員と子ども、保護者、市民の共同の実現にもつながる。シンポジウムでは、日本の青年教師が、同僚や保護者とつながっていくのにどんな困難を抱えているのか、また日本の教員不足、非正規雇用の増加といった課題が提起される予定である。

26日の分科会では、個別のテーマに分かれるが、行われている政策や改革への対抗軸となる、子どもの成長・発達に寄与する私たちの共同のあり方を考えていきたい。

例えば第1分科会「コロナ禍と子ども、若者」では、新自由主義が切り捨ててきた医療、福祉、教育など公共財や、学校・教師の社会的価値を問い直

し、新たに連携していく可能性が問われる。第3分科会「教育課程に発達視点」第4分科会「Society5.0型教育改革下の高校再編のゆくえ」では、日本のGIGAスクール構想の実現化の実態が明らかにされ、それに対する私たちの取組の方向性が検討される

第5分科会「学校と地域を守るために」では、学校統廃合に対する保護者、住民と教職員との共同が、新自由主義教育改革への対抗軸となったシカゴ市のケースに学び、地域の共同を実現する方法が問われる。さらに第6分科会「教師の働き方のゆくえ」では、日本の教師の労働条件の改善について、アメリカの教員組合運動から学んだことをどのように活かしていくのか、を軸に据えて議論をすすめていく。

第2分科会「憲法と平和教育」、第7分科会「ジェンダー平等と教育」、第8分科会「障害児教育の専門性とはなにか」、第9分科会「環境」でも、全体会の提起を踏まえて、活発な討議が行われることが期待される。



全体会 報告

コロナ禍の分断を越える参加と共同を—アメリカの教員組合運動に学ぶ—

高橋 哲 (民主教育研究所運営委員・埼玉大学)

講演

たたかえば勝利する

—米国における教員組合の組織化

バーバラ・マデローニさん

(レイバーノーツのメンバー)

鈴木大裕さん (教育研究者)

☆講演内容は、『人間と教育』117号(2023年3月10日発行)に掲載しています

シンポジウム

参加と共同をどうつくるか

—青年教職員の現状から考える—

笹本育子(全日本教職員組合中央執行委員)

先生が足りない—教員不足の実態とその背景

佐久間亜紀(慶應義塾大学教授)

☆報告内容は、『人間と教育』117号(2023年3月発行)に掲載しています。

講演とシンポジウム

まとめ 鈴木敏則 (民研事務局長)

第31回全国教育研究交流集会は全日本教職員組合、全労連、日本原水協のスタッフや機材などの全面協力を得、同時通訳により進められました。民研代表運営委員中村雅子さんのあいさつにつづき実行委員長山本由美さんから、1. コロナ禍がもたらしたもの、2. 災害時便乗的なGIGAスクール構想から新たな政策パッケージへ、3. 新自由主義教育改革の現状、4. 教職員の労働条件の悪化、5. 学校と地域の再編、6. 新自由主義教育改革の対抗軸をの6つの視点により基調報告が述べられました。

講演は「コロナ禍の分断を越える参加と共同を—アメリカの教員組合運動に学ぶ—」をテーマに、講演はバーバラ・マデローニさん(レイバーノーツのメンバー)と鈴木大裕さん(教育研究者)のお二人。

パワーバランスの転換、組織化には関係性が基礎になる、共有された展望に向けた組織化、民主主義は力、労働者は互いに話し合い共有する展望を作り出す。コミュニティと対話し共有する展望を作り出す。パワーを構築し大胆な行動で組合組織率を上げること、「たたかえば勝利する—米国における教員組合の組織化」について述べられました。

シンポジウムはお二人から報告がありました。笹本育子さん(全教執行委員)から全教青年部常任委員会として取り組んだ調査報告。代替が配置されない、休めない、先生がたりない、相談できない、失敗が許されない職場の状況の中、勤務時間内に授業準備する時間がほとんどなく、コロナ禍で多忙化と孤立感の深刻さを語られ、地域と支え合うシカゴ教員組合に学び、声を聴き、問題は何かを一緒に考え、誰も孤立しない、参加と共同の学校づくりを探っていきたいと述べられました。

佐久間亜紀さん(慶應義塾大学教授)から教員不足について、文科省は「学校に配置されている教員の数に学校に配当されている教員定数を満たしていない状態」を「教員不足」と定義していることを説明されました。つまり先生が不調で年休をとっている期間は配当された定数を満たしているので授業は自習になっているが教員不足ではない。教員不足の意味するものの解説とその実態が語られ、その原因と背景として、未配置はなぜ増えたのか、政策的要因と社会的要因について分かりやすく語られ、未配置が学校現場への負担が大きくなり、先生一人あたりの仕事量が増え、心身への影響と子どもへの教育の質の低下について述べられ、脱専門職化が進む可能性が高く、その対応を考えねばならないと語られました。

参加人数は会場参加とオンライン参加を合わせて201人でした。

なお第31回全国教育研究交流集会全体会でのバーバラ・マデローニさんと鈴木大裕さん、笹本育子さん、佐久間亜紀さんのご報告と、全国集会のプレ企画として位置づけられた民研フォーラム「公教育の危機における教員組合の役割」(「民研だより」No.154に概要を掲載)での報告「日米の教員組合の法的地位と役割の違い」高橋哲さん(埼玉大学)、「民間労働事件を通して問う、労働組合の意義」江夏大樹さん(弁護士)、「教師の働き方・働かされ方」に、地域教組として取り組んできたこと」石垣雅也さん(全教近江八幡市教組)と、今全国集会第6分科会で報告された「教職員の働き方の現状と改善の道すじ～教職員勤務実態調査2022の結果速報をもとに」梶谷陽子さん(全日本教職員組合)の7本の論文は『人間と教育』117号(3月10日発行)に載っておりますので購読ください。

保護者、地域との共同から
新自由主義教育改革の対抗軸を
主催:民権
後援:全日



講演後の

マデローニさんと鈴木大裕さんとの トークセッション

まとめ 高橋 哲 (民研運営委員)

鈴木大裕 日本での教員ストライキは無理なのか? 20年前のアメリカを考えたときに、現在からみえることは?

バーバラ 20年前の勤務校での経験:校長がテスト成績を掲げ、2014年までにスコアをあげなければならないとした。それに手をあげて反対したことに対して、他に発言する者はなかったが、発言を感謝する者がいた。イラク戦争と一緒に反対する者もいなかった。私はその反対デモに生徒と参加したことによって職を失うことになった。

その後、2011年のウォール街占拠、2012年のシカゴストライキ、そして、生徒の教育実習(student teaching)のスタンダード化であるEdTPAへの反対会議に参加し、大裕さんと会うことになった。社会の問題を自分だけでなく、多くの人が気がついているということが重要であった。地域の問題として、社会の問題として広げることの重要性を感じた。これらのもと、組合の改革が必要であると思い、コーカスを立ち上げた。公教育の民営化、破壊に対して立ち上がった。最初に手を上げたときから22年たち、マサチューセッツ州(MA)ではこの6ヶ月で2つの教員組合ストが起こっている。

鈴木大裕 当時の孤独はどのようなものだったのか?

バーバラ 多くの時間、私は孤独を感じていた。でも、物事は大きく動き出した。公教育への攻撃への対抗運動は教員組合を通じて行うことができることを理解した。

鈴木大裕 教員がパワーバランス変えるための行動の壁を越えられない、ということがアメリカでもあったのか?

バーバラ 教員にとって、このパワーを理解することが難しいということがあったと思う。公開団体交渉により、労使の関係をよくみることができると。

透明性のある民主主義が重要である。

鈴木大裕 組合内部にも社会的正義が必要では？

バーバラ どのような組合をつくりたいのかを考えることが重要。

鈴木大裕 違法ストへの心理的ハードルをどのように乗り越えたのか？

バーバラ 組合員自身がストライキを決定した。フラストレーションを持ち、他に手段がないということ共有するなかで行われたストライキであった。ストライキに入ることに関する怖さを率直に、そして人前で話したことが大切であったと思う。

質疑応答セッション

鈴木(東京)

MAでは4地域の組合の組織率(union density)は？ アメリカのストライキの処分内容は？

バーバラ 州ごと、法的位置づけによって違うが、MAの組織率は90%以上である。ある学区で入った場合にはすべて教員組合に入るというルールがあったが、連邦最高裁によってこのルールは覆された。ただ州で対応をしてきたため、組織率は大きく下がっていない。州組織でオルグナイザーを採用して各学校の組織に働きかけた。

ストをすると加入率が上がる。ストライキへの懲戒はあるが、罰金は何でもない。全員でのストライキであれば、全員解雇はできない。一部の処分であれば、全員でストライキをする。一部を標的にできないようにしている。1学区は、わずかな罰金があったが誰も払わなかった、その他は、罰金をしない学区、5万ドルの罰金をしたりするところがあった。MTAに25万ドルの罰金も科された。組合で、基金をつかって、罰金を払う仕組みをつくっている。

解雇については、団体交渉協約により、ストライキによる不利益処分が行われないようにという規定を定めている。

井上(全教) 忙しいなかで、アメリカの先生は対話の場、時間をどうやって捻出してきたのか？

バーバラ 相互交流の時間がどれだけ意味があるのかが重要だと思う。組合が参加型のプロセスを構築できないことが問題だと思う。自分が招かれたと思うような集会をつくるのが大事。(Dramatize memoの利用)。

森下(北海道) 子どもレベルの視点で未配置をみるとはどういう視点なのか？

佐久間垂紀 スライド20:換算数でみるのか、実数でみるのかという問題。非常勤講師をあてがったことを文科省のように「配置」とするのではなく、正規がない時点で未配置とみることの重要性。

村田(岡山) 常勤的非常勤講師についてですが、岡山県では高齢者部分休業の代員に充てられています。育児休業も含めて多様な働き方が認められてきたのは、良い面でもあるのですが、代員を不安定な非正規教員に頼っている実態が問題ですね。

佐久間垂紀 働き方の多様化を認めていくべきだと考えている。状況として共有しなければならないのは、ケア労働全般において非常勤化が進んでいる。女性労働者が多い専門職であることから、正規から女性を排除していることで非常勤化が進んでいる。不本意な非正規化を問題とすべき。

荒瀬(京都) パワーバランスを変えるというところで、職場の仲間にも労働者と使用者の利益は全く違うということを伝えていくことなのかなと思うのですが、組合への攻撃を職場で語ると組合加入に結びつかないこともあるかなあと考えているのですが、バーバラさんはどのように仲間に対して労働者と使用者のパワーバランスがあること、そのパワーバランスを変えることを伝えておられるのでしょうか？ 仲間になる、運動にくわわる、組合に加入することへの恐怖をいかにして振り払っておられるのでしょうか？

バーバラ 重要なのは、パワーを説明することではなく、パワーへの対峙を支援し、経験することが重要なのだと考える。パワーに関する知識を自分のなかで蓄えることが大事だと考える。これは教育することとも通ずる。生徒に解決策を教えるのではなく、

一緒に解決することと同義である。組合へ入る事への恐怖は、ストライキとは違う怖さがある。大胆なリスクを負うということを支援すること、加わろうとする人を歓迎すること、コミュニティの一員であるということを実感できるようにすることが大切。

鈴木大裕 教員がいいオーガナイザーになるのはなぜか？

バーバラ シカゴのことを考えるべき。2010年に現場教員のコーカスが執行部を掌握し、2012年にストライキをおこなった。それがすべての人に何かができるという可能性を示し、それがいまでも続いている。現場の全国組織U-COREができて、組合を変えたいという人々のネットワークができた。同じような形で、大学教員、郵便職員、看護師とのネットワークなども存在している。左派的な考えをもつ人々が、組合を変革する必要性を認識したことが重要。

コロナの感染状況により、重要な闘いの場というのは増えて広がっている。あらゆる業種の中で、組合の変革というものが起こっており、教員組合だけが先導している訳ではなく、あらゆる業種に存在している。

斉藤(大阪) 教員の給料や労働環境を改善する要求を掲げた時に、地域の保護者や市民の理解はどのように得られたのでしょうか？ 日本では教員の待遇は一般労働者と比べてかなり良いと思っている人も多く、贅沢を言うなという声が聞こえてきそうですが。

バーバラ 教員が良い報酬を受けているのは本当か、と問いかけてほしい。メディアが言っているだけではないか、ということを確認すべきではないか。実際に運動をはじめたときに、親たちは自分たちを信頼し、支援してくれた。まず、本当なのか、と問うことが必要ではないか？

保護者は、学級が小規模であってほしいと思っていると思うし、教師の身分が安定してほしいと思うし、質の高い公教育がほしいと考えているはず。そ

のことは我々がもっと信用すべきだと思う。この信頼にもとづいて、保護者と対話し、行動を積み上げていくことが必要だと思う。

その他、チャットにあがった質問

内藤

州では、ストは禁止されているところがあると聞きますが、何か罰せられるようなことはありましたか。また、なければどうしてなかったのかももう少し状況を知りたいと思いました。

前島康男

竹内常一氏は、今日の運動と実践に停滞が生じているのは、教育政策が新自由主義的な側面が強くなっている点をきちんと把握していないからではないかと述べています(新・生活指導の理論242頁)。この点をどう考えたら良いか。バーバラさん及び鈴木さんへの質問。

森下(北海道)

スライドP.11の子どもレベルでの視点で未配置を考える、というのはどのような基準やデータを作っていくのでしょうか？ 文科省は自分の金の払っている範囲でものを考えるというのは、根本的に解決になってないですが、ある意味わかりやすい調査だなと思って聞いてました。

村上(山口)

佐久間さんへ。定年延長に伴い、高齢者部分休業の制度が始まります。国の制度では、部分休業での申請が、定年退職まで続きます。教員がこれだけ足りず、柔軟な働き方が求められる時代に、長い時間働けられるような条件整備が必要だと思いますが……。



分科会報告

- 第1 コロナ禍と子ども・若者
- 第2 憲法と平和教育
- 第3 教育課程に発達の見点を
- 第4 Society5.0型教育改革下の高校再編のゆくえ
- 第5 学校と地域を守るために
- 第6 教師の働き方のゆくえ
- 第7 ジェンダー平等と教育
- 第8 障害児教育の専門性とはなにか
- 第9 環境

第1分科会 コロナ禍と子ども・若者

【レポート】

問題提起

馬場久志（民研・埼玉大学）

① コロナ禍と子ども・若者問題の新しい課題—何が、子ども・若者を息苦しくさせているのか—

前島康男（元東京電機大学）

② 高校生の学びとフードパントリー

亀谷凧紗（高校生）

③ コロナ禍を生きる子どもたちとともに

宮川真幸（高知市小学校）

【世話人】 馬場久志（民研・埼玉大学）

【参加人数】 18人

問題提起（馬場久志）

馬場久志世話人から、以下の発題が述べられた。

「コロナ禍が3年に及び日常化した今日、社会の歪みに直面する人々には新たな状況が生じていると考えられる。子どもたちの状況で言えば、例えば幼少期の子どもにはこれまでにない様相が見られる。それは、子どもたちのサインであり、声である。あるいは若者たちのつながりを求め、人の助けになりたいという行動もまた、社会の歪みに向き合う接点での声であろう。そうした子ども・若者の声を、また声なき声をどう受け止め、そこにどう応えていくことが人々に求められているのかを考えたい」

そして3つの視点が提起された。

- 1) 子ども・若者たちの生活する現実はどういうものか。子ども・若者たちのサインは、願いは何か。
- 2) 子どもと大人のどういう協働があるか。
- 3) 教育という営みの希望は何か。

報告1 コロナ禍と子ども・若者問題の新しい課題—何が、子ども・若者を息苦しくさせているのか—（前島康男氏）

分科会の第1報告として、前島氏から今日の社

会状況に対する分析の報告があった。報告では、コロナ禍で顕在化した問題として、子ども・若者の自死、特に女性の自死、登校拒否、小学校低学年児の暴力行為、いじめ、登校拒否が挙げられた。これらについて従来から「競争と管理」が要因とされているが、前島氏はこれを「競争、管理及び同調圧力」という3Kとして指摘した。さらに、いつも見張られている感覚である「規律権力」と、「自己責任」、「不安感情」とが複雑に絡み合いながら子ども・若者を支配し息苦しくさせていると論じた。この状況に対して、必要なことは「自分自身の“弱さ”を抱きしめながら、“弱さ”を大切に文化を育て、“弱肉強食”の新自由主義社会を変革する立場に立つ」ことであると提起された。

討論では、同調圧力はなぜ生じるのか、規律権力と自己責任や不安などがどう結びついているのかなどの解明、「牙を抜かれた」という一方での弱い者への暴力をどう考えるか、背後にあって子ども・若者の意識を支配する評価の問題などの論点が出された。

関連して、子どもたちが遊びぶつかり合いながら育つ環境づくり、若者が希望をもてる地域づくりという課題も提起された。

報告2 高校生の学びとフードパントリー

(亀谷風紗氏ほか)

第2報告は、同じ高校の3年生と2年生の3人による共同報告であった。この学校の総合学科では生徒の主体的な学習が意図され、自由・自律・自覚という生活目標のもと、学年進行に合わせていくつかの機会が課程として用意されている。初めにそれらの態勢が紹介された。学びを自分でデザインすること、社会とつながる「ホンモノ」の学びであること、明日をつくる「地球人」になることが特徴であった。そうした学校の風土を背景に、学校での学びや制服・整容の校則改定のこと、子ども食堂などの社会活動の経験が報告された。校則改定については、生徒たちが慎重に検討を重ねて、シンプルなものに至った経過が説明された。自己表現への尊重も語られた。フードパントリーと子ども食堂はコロナ禍の制約がありながら、大人から子どもまで異年齢の協力で営まれている様子が紹介された。

討論では、高校生たちの自由な活動にどういう思いが込められているかに迫る多くの質問と感想が出された。同じように考えない生徒とはどうするかとの質問に対して、違う考えに出会うことが面白いという回答があったことが、参加者の共感を呼んだ。

発言の中には、教員の関わりについて、質のいいきっかけをつくるということへの論及もあった。

交通機関の障害のため主報告者が冒頭に発話できない事態があったが、他の2人が見事な連携で報告をつなぎ、情報機器を道具として自由につかいこなす若者のたくましさも感じられた共同報告であった。

報告3 コロナ禍を生きる子どもたちとともに

(宮川真幸氏)

第3報告は、小学校教員の宮川氏からの実践報告であった。コロナ禍で社会全体に自粛の風潮が広がり、学校でも活動が抑制される中で、子どもの願いを実現する数々の取り組みを、子どもを主体に保護者や管理職をも味方につけながら進めた実践

が報告された。コロナ禍の状況だからこそ、子どもが主人公の学校づくりを意識的に行うことが大事で、何ができるか子どもたちと一緒に考えたという宮川氏の思いがあった。報告中の小見出しにある「子どもがいてこそその学校を実感」「目の前の子どもたちと創る学び」「教室の仲間の声から社会に目を開く」「生活を豊かに彩る文化活動」「失われた行事を自分たちの手でとり戻す」「受験と学校の狭間で」「最上級生としての一年間を味わわせる」「子どもの『今』を共に生きる」から、厚みのある報告であったことが伺えた。日常の学習や行事、学級活動など多くの取り組みが生き生きと語られた報告であった。子どもが自分たちで安全を考えたアイデアを練り、校長に直談判して企画を実現したこともあったという。また報告では、受験体制の中に置かれる子どもの姿も客観的かつ共感的に報告された。そうした子どもの現実をどう受け止めるか考えさせられた。報告最後に紹介された、6年生最後の参観日に上映した動画は圧巻であり、涙が出たとの参加者の感想もあった。

討論では、「学校スタンダード」との関係はどうしたらよいか、独立・民主の気風のこと、多忙な中で子どもへの話しかけなど、多角から論じられた。取り組みのもつ重要な意味を考え合う議論となった。

全体討論

全体討論では、引き続き3報告について議論された。それに加えて、若手教員を巻き込んで希望を共有する課題についても論じられた。討論の中では、校内だけでは見えないものがあり、社会情勢に触れて教員としてやっていこうと思っ直した人がいたとの発言もあった。

討論を経て、学級づくりで保護者を味方にするこの意味、「偏差値」で人を見ない子どもたちの存在、本当の人間の価値の発見や世界の見え方が変わることにつながる学校と教育の可能性などの議論になっていった。

「子ども・若者の精神的支配構造の解明とその

打開」「高校生の発想と行動力」「コロナ禍で縮こ
まらない子どもの願いの実現」という、多角的で魅
力的な報告と討論から構成された分科会であっ

た。
(文責 馬場久志)

第2分科会 憲法と平和教育

【レポート】

問題提起

波岡知朗(民研・全日本教職員組合)

① 「学生にこそ、知的探求の自由の保障を—『日本国憲法』講義の実践—」

中嶋哲彦(民研・名古屋大学名誉教授)

② 「民主政治の基本原則を学ぶ—主権者意識を高める授業を目指して—」

田澤秀子(長野高教組・長野県上伊那農業高等学校)

【世話人】 波岡知朗(民研・全日本教職員組合) 中嶋哲彦(民研・名古屋大学名誉教授)

【参加人数】 9名

第2分科会では、若者が憲法を学んでよかったです
と思えてこそ、平和と民主主義の担い手が育ってい
くという考えに立って、高校と大学における二つの
教育実践を元に 平和の担い手たる主権者を育て
る教育の在り方と課題について議論した。また、若
者の学びと成長を保障するための実践的課題を、
中等教育と高等教育に関わる者として共有しあう
ことにより、教育政策とは異なる意味での「高大接
続」を考えることも課題とした。

中嶋は、教養科目「日本国憲法」(前・後期各2
クラス、計450人程度)の教育実践を紹介し、教養
教育としての憲法学習・教育の課題を整理した。報
告では、講義開始前のアンケートで、44.2%もの学
生が日本国憲法を定めたのはGHQ(連合軍総
司令部)であると認識しており、主権者として日本
国憲法を学ぶ主体的条件が獲得されていないこと
が指摘された。このことは、日本国憲法はGHQによ
って作られたと考える学生たちの多くは、いわゆる
「押しつけ憲法」論に立脚して日本国憲法を捉えて
おり、またはそれを容易に受け入れる準備が整って
いることを意味する。このため、そのままでは憲法に
よる公権力の規制の意義を一般論として理解でき

たとしても、日本国憲法についてその意義を認める
ことはできない可能性があることが指摘された。

そして、実際にはGHQが日本政府にマッカーサー
草案を提示する2ヶ月前の1945年12月に高野
岩三郎・鈴木安蔵らの憲法研究会が「憲法草案要
綱」を発表し、これがGHQ案にも影響を与えたこと
を指摘しつつ、いわゆる「押しつけ憲法」論が容易に
受容される背景には高等学校「日本史」教科書の
日本国憲法制定過程についての記述が深く関与
していることを指摘した。

しかし、これを克服するために「GHQはマッカー
サー草案を作成する過程で憲法研究会の憲法改
正要綱を参照した」と教え直すというアプローチを
否定し、次のような社会科学的考察手順を講義に
取り入れ、学生自身が集団的な思考を通じて社会
科学に裏打ちされた認識に到達できるようにするこ
とを提案した。①日本史教科書の該当ページを配
布し、学生らの認識の形成には学校教育が関与し
ていることを確認させる。②衆議院憲法審査会事
務局が作成した「『日本国憲法の制定過程』に関
する資料」(2016年11月)の記述を精査して、こ
こでも憲法研究会の関与が無視されていることを

確認させる。③憲法研究会が政府に憲法草案要綱を提出したことは、毎日新聞が1945年12月28日付の第1面でその条文とともに報道しており、当時の国民はこれを認識していたことを確認させる。④鈴木安蔵『憲法制定前後—新憲法をめぐる激動期の記録』（青木書店、1977年）、高柳賢三・大友一郎・田中英夫『日本国憲法制定の過程—連合国総司令部側の記録による—』（有斐閣、1972年）などの関連ページのコピーを配布し、日本国憲法制定過程に関する研究の到達点を確認させる。⑤憲法研究会「憲法改正要綱」（1945年12月27日）、総司令部案（1946年2月13日）、日本政府が帝国議会に提出した帝国憲法改正案（1946年6月20日）、日本国憲法（1946年11月3日）の特徴的な条項を比較検討する作業を通じて、日本国憲法の条文の成立過程を確認させる。

また、毎回の授業終了後には、学んだこと・考えたこと及び質問をリアクションとして提出させ、提出されたリアクションは一つのファイルにまとめ、必要な場合はコメントを付けて学生に配布することで、学生が他の学生の考えに触れる機会を得るとともに、学生の問いを引き出し、それに答えつつ、学生同士の意見交換を促すための工夫が紹介された。

田澤報告では、2016年より18歳選挙が実施され、成人年齢も18歳となったことを踏まえて、国の教育政策として18歳までに主権者として政治的判断ができるように教育することが重視され、学校教育を通じて市民を育てるという目標が明確に打ち出されていること、そのなかで高等学校の社会科系教科を通じて若者が何をどのように学んでいくのか方向性をしっかり見据えていくことが重要であることが指摘された。

そして、公民科の「現代社会」における単元「現代の民主政治」の授業について報告者自身が作成した教材を紹介しつつ、歴史の中で民主主義の国がどのように成立したのか、なぜ民主主義なのか、国民主権の政治の仕組みや基本的人権を尊

重することがなぜ大事なのか、そして民主主義を実現するためのルールや仕組みについて、生徒たちが日々の授業における歴史や政治などの学習を通して理解できるようにするとともに、現代の世界で起きている問題を知ることにより、若者が生きていく社会がどうあるべきなのかを自分自身で考えていくことができるようにしていくことを目指す授業づくりに取り組んでいることが報告された。

報告者は高校教育を通じて若者が民主主義を学ぶ意義と課題を次のようにまとめた。「社会科が苦手な生徒に理由を尋ねると、ほとんどの生徒は暗記が得意ではないからと答える。社会科は確かに、たくさんの言葉を覚えていくことが必要となる教科だが、ただ羅列的に教科書の重要語句を説明し、教科書にある範囲を終わらせる学習では、社会の本質的な問題に気づき、民主主義の理念を理解し、主権者として行動していくことはできない。生徒が今の世界の出来事に関心を持ち、自分が生きている社会の現実に気が付いていくことが、社会科の大事な勉強であると考えている。こうした実践を目指していくためには、自戒の念を込めて、社会科の教員は、世界や社会の様々な動きや問題に関心を持ち、授業の中でそれらをどのように生かしていくのか、常にこうした意識をもって、毎日の授業を考えていくことが必要である。社会の状況は常に変化していくので、教材研究も毎回検討していくことになるが、こうした努力が、社会科の授業では求められていると感じている」。この認識と課題意識は中嶋報告とも共通するものであった。

分科会参加者には社会科系教科を担当する教員の参加が少なく、両報告が提起した課題を教育実践の課題として受け止めて発展させる議論を展開させることは難しかった。しかし、若者の主権者としての学びと育ちを支える取り組みを学校階梯の違いを超えて共有することの重要性を認識することができた。

第3分科会 教育課程に発達の視点を

【レポート】

問題提起

中村清二（民研・大東文化大学）

① カリキュラム開発における「子どもの発達」の重要性

安彦忠彦（名古屋大学名誉教授）

② 「発達」を創る教育課程——人間形成の時間に着目して 前田晶子（東海大学）

③ 特別支援学級の実態からみえる教育課程の歪み 加茂勇（新潟公立小学校）

【世話人】 金馬国晴（民研・横浜国立大学） 中村清二（民研・大東文化大学）

【参加人数】 約25人

○安彦報告では、38枚にわたるパワポスライドによって以下のような論点が示され、質疑と論議を進めていった。（以下、『人間と教育』117号2023春、および『来たるべき時代の教育と教育学』参照）

・学習指導要領に活かされてこなかった発達段階論、脳科学から何が得られるか。

→安彦は中央教育審議会委員他を担ってきた。そこで心理学者を招いても、明確な発達段階論が話されず、学習指導要領の改訂に反映されてこなかった。

・具体的にはどこまでが共通の基礎や基本で、どこからが個性に合わせるか。

→安彦は、「人間には共通のところがあって、あとは個人差がある。2本立てが現実的」とした。「あるレベルでの学校やクラスの条件を前提として念頭に置き、一般化できるところはする。…行政は骨だけにしておいて、肉付けは、個々の先生方の柔軟な対応を許容、保障するようなシステムを」と提案された。

菅間校長は「自由の森は自主編成…。だが発達の視点をといても果てしない個別対応」と話し、「現場教師の疲弊感と、多感な時期の青年とで、ミニマムやコアとの折り合いをいかにつけるか」「発

達保障がどう接合できるか」と問題提起した。

・脳の発達、発達の節・壁・峠に学校制度の区切りを合わせるか。

→アメリカではジュニアハイスクール以外に「ミドルスクール」が形成されて4・4・4制や5・3・4制等を生み出し、その方が多くなったという。梅原からは、日本の学校制度にはリジッドな頑な性があり、小中一貫校といっても小6と中1の間の壁は無くせず、「発達段階と教育制度論の齟齬」を生んでいると指摘され、論議を呼んだ。

世話人の中村からは「脳の発達とアーティキュレーション（学校間接続）をどこまで近づけるか」とテーマ化され、「発達の節を渡るときは危機を経験する。その時に学校制度が変わるより、連続性を確保した方がいいのでは」と整理された。

○前田報告は、主に各校の教育課程の組み替えにあたり「子ども期」をどう意味づけるか、そう考える必要性を提起した。

→教育課程特例校の例を示し、「テクノロジーは時間をショートカットするが、時間は切り売りできないし、一人一人の時間には固有性がある」と問題視した。フランスの修学リズム改革を紹介し、数ヶ月に1回、2週間の休みをはさみ、本格的な体験学習を提

供する公的支援もし始めたことが話された。他方で、高校教員から、日本では高校でも訓練主義で、観点別評価が助長していると発言された。前田は「子ども基本法は、子どもは発達過程にあると言うが、年齢規定がない。対象となる人が規定できないことが今の状況を反映している」と指摘した。事例も言われ、個別化とカリキュラムとの間には、「共鳴と共感といったワンクッション」があるはずと主張がされた。

○加茂報告をめぐっては、特別支援学級と通級での、具体的な子どもの事例が語られ、以下が論議となった。

・フルインクルージョンの例もあり、国連勧告も出された中、日本の学校は？

→加茂は、文科省は「連続的な学び」と言いながらも、「指導要領通りの学習からこぼれ落ちる子を受け止めるのみ」だ。窪島は「かなり大量に移動が始まっているのは、カリキュラム問題」によるが、「学習レベルでは差が出るが、生活レベルでは同じにできるはず」と主張した。

・他国の事例はどうなっているか。

→スウェーデンはフルインクルージョンで個別対応しているが、最終目標は社会参加。ドイツでは、ある学校で、完全に個別的なカリキュラムも試みられ、学習の進度を測定して子ども一人一人が自分のカリキュラムを作り、自分で評価するという事例が現われた。すると学級指導がなくなっていくが、首相表彰もされた実践だという。

・原理的な考察も重視しつつ、子どもの具体例をもとに考える教育学を、と提起された。(窪島務『発達障害の教育学』)

→院生が「クラスで動かないといけないのが学校で、発達において個人差は、どうやったら埋められるのか」と提起した。

加茂は、ゆっくり基礎・基本を教えれば到達するものか。希望的な理想主義ではなく、すべて実践は具体的な子どもの固有名詞を挙げて、具体的な発達の姿に即して働きかけるべき、と提起した。窪島

は、現場で実際に動いていることを踏まえながら、かつ抽象度の高い議論をすべきとした。「親にはこの範囲を超えると障害です、と言わないといけない場合がある」とし、「差異の中の差異」「もっとしんどい差異がある」とした。

・心理等専門家に対する現場のつきあい方と問い直しや論議の必要性も言われた。

→前面掲示の禁止など「行動療法の人自分たちの技法ばかり。まともな学者が踏み込まない間に現場は喰い荒らされている」と加茂は問題視した。訓練的なものは数値化もしやすいし、PDCAサイクルにマッチングする、と言う。心理師が診断をやって、教育委員会が従っている。「みなし診断で、最終判断は医者」「学校現場が疲弊していて、校長権限で動かしやすいのは支援学級だから」とした。

・以上から、加茂は「インクルーシブ教育の中で、通常の学級で一種類のカリキュラムで収まらない子を引き取っている。本来、複数のカリキュラムや働きかけがいる。固さを壊していく必要がある。」とまとめた。その際、茂木俊彦の「子どもに尋ねて語り合う」という考え方が引用され、意見表明権に着地ができた。

○全体討論では、・高卒認定がとれる自習できる空間で、ボランティアをつけたり加配をすべき、との提案も出された。

・中村より、「発達が主たる問題にせり上がったのは戦後。人格の自由がなくては発達はない。自由の判断がもとでないと不十分」と発言された。障害児にとっては、「社会が変動したことによって、示される自由が変わってきたのでは」とした。

・人間関係の不可欠性について。

→加茂は、「自閉症は、他者の気持ちだけでなく、自分の気持ちもわからない」。中村は、「人格の発達は人間の関係性が前提となっている」。安彦は「重度の子どもでない限り、共通で学べる場がある。個人差と違って、個は集団性を一部含んでおり、否定するのは私(シ)の方である」とした。「一人一人と言いながら共通部分を忘れないように」とい

う考えである。

前田は、歴史、すなわち「子どもが発達していく中で、過去の人たちの生き方、歩んできた道に触れる時間を共有すること」の発達上の意味を強調した。

「生き方の差は差異でなく、共感と共同を生み出すようなものとして見られる」とした。

(文責 金馬国晴)

第4分科会

Society5.0型教育改革下の高校再編のゆくえ

【レポート】

基調報告「Society5.0型教育改変における高校改革の位置」

児美川孝一郎・(民研・法政大学)

① 北海道の高校統廃合政策～遠隔配信授業の本格化と対抗の論理～

道端剛樹(北海道高教組)

② 「みやぎハイスクールネットワーク」の実態と問題点

豊永敏久、高橋道子(宮城県高教組)

③ 通信制高校の現状と今後のゆくえ

日永龍彦(山梨大学)

【世話人】 児美川孝一郎(民研・法政大学) 松田洋介(民研・大東文化大学)

【参加人数】 32名

1 分科会主旨

いわゆるDX,Society5.0といったスローガンのもとで、ITを利用し、既存の全日制・通学制・対面授業を前提とした高校教育のあり方を改革する動きが加速している。本分科会では、そのように新たに生まれつつある高校教育の実態を共有し、その問題点を剔出すると同時に、新時代の高校教育を展望することがめざされた。

2 基調報告「Society5.0型教育改変における高校改革の位置」

児美川孝一郎さんによる基調報告、「Society5.0型教育改変における高校改革の位置」の射程は多岐にわたるが、経産省と内閣主導でSociety5.0の改革が進められてきたこと、そこでは公教育を大胆に市場に開放することが行われること、文部科学省は改革にイニシアティブを握れていないこと、そして何より、その改革がコロナ禍を奇貨として加

速すると同時に、高等学校が改革対象として狙い撃ちにされていることが指摘される。少子化を背景として統廃合の危機に直面しているがゆえに、教育DXによって教育をスリム化・効率化する新しい高校教育のかたちを受け入れざるをえない事態に直面しているからである。こうした状況を前に、従来型が高校教育の維持に無前提に開き直るだけでは太刀打ちできないのは明らかである。子どもと教育の未来を託すことのできる(新たな)公教育像を紡ぎ、その実現をめざしていくことが求められると主張する。この児美川基調報告を共通認識として、個々の事例報告とともに現代の高校教育の課題と展望を議論した

3 北海道の高校統廃合政策～遠隔配信授業の本格化と対抗の論理～

最初に、北海道において高校統廃合政策の文脈の上で導入されつつある遠隔配信授業の実態に

ついて、道端剛樹さんよりご報告いただいた。北海道では、この25年間に中学校卒業者が半数以下になり、高校も52校減少した。今後も生徒数は減少が見込まれており、1学年3学級以下の高校は統廃合対象となっている。

それと並行して出されているのが、小規模校を地域連携特例校とする政策である。特例校となることで、協力校からの出張授業や遠隔授業などが利用可能になる。この施策は、対面授業を前提とした既存の高校教育の条件切り下げともなるが、特例校になることで、再編統廃合を回避することもできる。現在では、27校が特例校となり、協力校から授業の配信を受けている。進学希望者向けの主要教科授業、休業期間中の講習、担当教員がいない教科（書道など）を配信授業にしているという。これにより教員の移動や教員確保のコストが削減されるが、受信校側には、教科書選定や日課・行事などに制約が生まれる。

道端さんは、配信授業は弥縫策に過ぎず、地方切り捨て政治による過疎化の進展、そして学区の拡大など、政策によって定員割れが生じている現状を認識する必要があると指摘する。また、小規模校の魅力は、生徒に対してきめ細やかな教育が可能なことである。その魅力を手放して、遠隔授業を進めることは弊害が大きい。注目すべきは、小規模校の魅力を知する教職員組合の粘り強い交渉により、ひとつの高校の募集停止を延期させ、高校配備計画指針から「望ましい学級規模」の項目を削除することが出来たことである。改革に直面しつつそれに惑わされず、高校教育のあるべき姿を追究する姿勢を学ぶ報告であった。

4 「みやぎハイスクールネットワーク」の実態と問題

続けて宮城県の豊永敏久さんと高橋道子さんから、「配信校」の授業を「受信校」にオンラインで配信するという「みやぎハイスクールネットワーク授業」の実態報告がなされた。

配信校で勤務する豊永さんによれば、このシステ

ムへの参加はトップダウンで進められたもので、かつ配信対象となる授業の人員が確保されていない学校の状況を鑑みないものでもあった。受信校のニーズもくみ取ったものでもなく、システム導入ありきの進め方でもあった。

受信に勤務する高橋さんからは、教科書採択・時間割変更などの受信校側の実情にあった対応が困難になること、通信障害が頻繁に起こることなどシステム上の限界があること、受信授業でも教員配置が必要で結局多忙化が進んでいることなどのデメリットが指摘された。にもかかわらず、生徒のニーズも教員のニーズも聴かずに、トップダウンで進められている。そこでの関心は授業確保だけで、教育の質は全く問題にされていない。必要なのは、配信授業への切り替えではなく、教員定数の見直しだと指摘する。

理念なき新技術の導入によって高校教育が脆弱化させられると同時に、その改革に歯止めをかける存在としての教職員組合の意義が浮かび上がった報告だった。

5 通信制高校の現状と今後のゆくえ

最後は、文部科学省委託授業の「通信制高等学校の第三者評価に関する調査研究」の代表者も担った山梨大学の日永龍彦さんより、通信制高校の現状と課題についての詳細な報告がなされた。通信制高校は1990年代後半以降、既存の学校に馴染めない子どもの増加と、法改正による参入障壁の解消による新規事業者＝私立通信制の急増とで拡大してきた。全日制・通学・一斉授業を核とした既存の高校に適應できない子どもたちの受け皿になってきたといえる。

とはいえ、注目すべきは、かつてのような働きながら学ぶ生徒が減少し、不登校経験者・グレーゾーンの生徒の入学が増加しているにもかかわらず、「単位取得率」や「三年間での卒業率」が高く維持されていることである。一般的に独習は難しく、通信制高校での単位取得には、強い学習動機が必要であるといわれる。ここからは、コストをかけたくない

「事業者」と、できるだけ短期間で簡単に卒業し、高卒資格を取得したい「消費者」との間の利害の一致が起きている可能性があることが伺える。

既存の高校教育の枠に入らない子どもたちの教育要求を受け入れる必要がある。とはいえ、それが

上述のような野合を許容し、高校教育の切り下げを引き起こしてはならない。日永報告からは新しい高校教育のあるべき姿を追究するための論点が表示された。

(文責 松田洋介)

第5分科会 学校と地域を守るために

【レポート】

全国の情勢

山本由美(民研・和光大学)

① 高校統廃合 兵庫県高校再編への対抗軸、兵庫県高等学校教職員組合、学区連
谷 充弘(兵庫高教組)

② 「静岡県牧之原市 まとめて高台に小中一貫校計画、市民の共同」

中川松枝(牧之原市民の会)

③ 「島根県島前高校、島留学をどう評価するのか」 石山雄貴(民研・鳥取大学)

フロア報告 「高知県四万十市・下田中学校統合、看護大学誘致による地域混乱に立
ち向かった下田の住民の取り組み 4つのステージで発展 市民主役の新しい地域
と教育再生へ」

今西 清(川西市)

【世話人】 山本由美(民研・和光大学) 石山雄貴(民研・鳥取大学)

【参加人数】 23人

地方創生政策のもと進む学校統廃合

2014年に「地方創生」政策がスタートし、新自由主義的な地域再編が進められてきた。教育分野では、特に2014～2016年に総務省がすべての自治体に提出を「要請」した公共施設等総合管理計画とそれに伴う施設建設の財政誘導が、学校統廃合を進める強いインセンティブとなっている。計画は30～50年を計画策定期間とする場合が多く、将来的に施設老朽化に伴い改修工事が集中した場合に生じる予算不足を回避するために、予め公共施設の総量を減らすことを「理由」に、自治体に「自主的に」公共施設の削減・再編計画を作らせるものである。しばしば、削減率の数値目標が設定される。計画策定費用、施設解体費などに地方債が、施設の「規模最適化」「複合化」などに期限付き事業債が適用され、民営化も推進される。約4割の自

治体がコンサルタントに計画作成を委託している。公共施設再編の主唱者でもある経済学者の根本祐二氏らが中心となっている東洋大学PPP研究センターなど多くのコンサルタントは、人口減少と将来的に予想される「財政難」に応じた機械的な再編計画を打ち出している。それに対して住民らが反対し紛争化しているケースも全国で見られる。埼玉県、岡山県などでは全県的に積極的な計画が推進され、それに対して多くの自治体で対抗する運動の図式が出現している。

高校の場合、多くは都道府県が設置主体となるのだが、計画策定期間が短く10年に設定されるケースがほとんどで、県立高校再編計画が新たに提起されている例が複数見られる。第5分科会では、今まさに新たな全県的高校再編計画が争点となっている兵庫県のケースが報告された。他方、同じ「地方創生」政策のもと、地域の活性化「高校の魅

力化」「高校と地域の連携」などが行われ、高校存続がめざされているケースもある。午後の石山報告において、島根県島前高校のケースを中心に、改革への1つの対抗軸の可能性として取り上げられた。

保護者の共同が難しい学校統廃合

兵庫県では、東京都、大阪府、神奈川県などと並び、2000年前後から、第2次産業から第3次産業へと産業構造の転換に対応して早い段階で高校再編が進められてきた。これまでに、高校統廃合、分校・定時制高校の廃校、総合学科など「特色化」、全国でも最後まで残っていた総合選抜制の廃止が反対運動を押し切って推進されてきた。2012年度には、他県に続き16学区あった高校通学区が5学区に拡大されている。

2022年、突然の新たな再編計画は「少子化」「6～8学級適正規模」などを根拠に14校の統合対象校を名指しするもので、有識者がすべて県教委元幹部である統合委員会による統合「根拠」は明確ではなく、離島の学校も対象になっていることなどから「なぜこの学校が対象に」といった市民の反発を招いている。

2022年12月、県議会に「統廃合見直し請願署名」10,180筆を提出したが不採択となり、新たな運動の展開を求めている。討論では、小・中学校同様に小規模校では「切磋琢磨」などが根拠とされている現状、保護者が運動にコミットしにくい実態が共有された。

静岡県牧之原市からは、市民団体「牧之原市小中一貫校（義務教育学校）を考える市民の会」の元教師のメンバーから、小中一貫校化によって市内10小中学校を2校に統合する計画を見直す運動が報告された。同計画は、平成の大合併前の旧自治体の小中学校をまとめる計画でもあり、「ワークショップ」方式を多用した計画推進により、逆に地域の意見が計画に反映されずトップダウンで進められている。静岡県下では例外的ともいえる市民運動によって計画の一部変更が見られたが、運動

への保護者の参加が難しい点が課題として挙げられた。市との対話を求める署名活動と学習活動が継続的に行われている。

他方、フロア報告の、高知県四万十市の小規模な中学校の存続運動からは、移住家族でもある保護者による地域住民と連携した運動が決定的な役割を果たしている点が挙げられた。

「高校魅力化や島留学」は、高校再編の対抗軸となるのか

同じ「地方創生」政策の中で、方策として高等学校と地域との連携が位置付けられている島根県島前高校の事例が報告された。かつての総合戦略では、地域経済の視点や地域産業の維持の視点のみから高校教育が捉えられてきたが、「地方創生」の方策として高等学校と地域との連携を位置付けてきたという点に着目する。

島根県隠岐島前町では、小規模化による高校存続の危機を地域の危機と捉え、2004年に住民代表と町議会と行政が一体となって「海士町自立促進プラン」を策定し翌年から「島留学」をスタートさせ、その後、魅力化事業、公民連携で「地域みらい留学」の支援と普及を行ってきた。さらに2017年に設立された「地域・教育魅力化プラットフォーム」は全国各地でそのような「留学」を実現させている。島根県は、小規模校の「魅力化」を全県的な方針としている点で他県とは異なった方向性を示している。

ただし「地方創生」のもとで進められる再編は、あくまで国の進める政策の枠の中で行われる傾向がある点が課題として挙げられた。

討論の中で、四万十市において、中学校校舎への看護大学誘致といった手法による「地域活性化」を進めようとした市の計画が破綻し、地域住民や保護者が下から地域づくりをしようとしていることの重要性について確認された。

(文責・山本由美)

第6分科会 教師の働き方のゆくえ

【レポート】

問題提起 「教職員の長時間過密労働解消の道筋をさぐる～アメリカの教員組合のたたかいを参考にして」 高橋哲（民研・埼玉大学）

- ① バーバラさんと高橋先生のお話をうけて 菅俊治（弁護士）、江夏大樹（弁護士）
- ② 教職員の働き方の現状と改善の道すじ～教職員勤務実態調査 2022 の結果速報をもとに 梶谷陽子（民研・全日本教職員組合）
- ③ 私立学校の教職員の働き方の現状と課題 葛巻真希雄（民研・全国私教連）
- ④ 長時間過密労働解消のためにも教職員の大幅増員を！

山崎洋介（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会）

【世話人】 朝岡幸彦（民研・東京農工大学） 葛巻真希雄（民研・全国私教連）
梶谷陽子（民研・全日本教職員組合）

【参加人数】 29名

アメリカの教員組合と日本の教職員組合との法的地位の違い

冒頭、高橋哲さんが、前日の全体集会でバーバラ・マデローニさんが紹介したアメリカのたたかいの背景に触れ、日本の教職員の働き方の改善をめざすとりくみにどのようにいかしていけるのか、問題提起を行った。

アメリカには、古くからあった「全米教育協会（NEA）」と、1916年にシカゴを中心に発足し、労働基本権要求運動などのたたかいを進めてきた「アメリカ教員連盟（AFT）」との2つの組合があり、組織率は合わせて72.1%である。

例えばニューヨーク州の公務員公正雇用法は、ストライキは禁止しているが、団結権、団体交渉権は完全に保障されている。法定交渉事項の「その他の雇用条件」が広く解され、教員人事、学級数、年間授業日数も交渉事項になるなど、教員組合が教育政策の形成に大きな役割を果たしている。ニューヨーク市においては、正規の勤務時間は6時間20分であり、教職員の授業準備や保護者対応、専門的活動の時間が裁量時間として正規の勤務時

間の中に位置付けられている。

それに対し日本の教職員組合は、①地方公務員法によって労働基本権が制限されている、②国立大学法人化に伴い、公立学校教職員給与の国立学校準拠制が廃止され、「代償措置」としての人事院体制から除外されている、③給特法によって時間外勤務手当の支払いなど、労基法から除外されているという「三重苦」をかかえている。

こうしたもとで教職員の長時間労働を解決する糸口として、①地公法55条の「交渉」と「協定」の実質化、②地域、学校における三六協定締結運動の2点を、具体例を挙げて提起した。

その後、弁護士の菅俊治さんが、民間も含めたアメリカの労働組合運動の変遷に触れ、90年代半ばからの新自由主義的な「改革」に抗して「社会正義」をかかげてたたかう潮流（「レイバーノーツ」「改革派コーカス」）が次第に力を発揮して、2018年の「教員ストの波」をはじめ今日の状況が作り出されたこと、しかし、「20年前は孤独なたたかひだった」というバーバラさんの言葉をひき、「変化は急速に起きたわけではない」「変化は始まったばかり」と

補足した。

日本の教職員の働き方の実態と 解決の道すじ

午後は、公立・私学のそれぞれから、教職員の「働き方改革」に関する報告。

糀谷は、教職員の長時間労働と「教育に穴があく」（教職員の未配置）事態が社会問題化する中で、文科省や自民党が「給特法の法制的な枠組みを含めた教師の処遇の在り方等の検討」を始めており、2023年4～5月にもその基本方針が明らかにされる情勢のもとでの、全教のとりくみを報告した。

給特法の「廃止」ではなく「改正」によって実際に生じた時間外手当の支払いを求めるしくみの構築を求めること、同時に正規教職員の大幅増員を求めるという「二大要求」を広げていくために、その根拠となる「教職員勤務実態調査2022」結果の速報値を明らかにした。

葛巻さんは、県教委が私立学校の教員を対象に年度途中の採用募集を行うなど「公私で教員を奪いあっている」など、象徴的なエピソードを示しながら、私学の教員不足と非正規問題を報告した。

2020年度の非正規率は公立高校が19.1%に対し、私立は40.8%。福井、岡山、大阪は特に率が高く、50%を超えており、全国的に率が増加している。

非正規教員が増加し、教員の入れ替わりが激しいことは私学教育の根幹にかかわる問題である。同時に、劣悪な処遇⇒採用減少⇒さらに労働条件の悪化という悪循環を引き起こす。解決の方向は、無期転換申込権の行使など労働法制の進展を就業規則に書き込ませること、専任を増やすための経常費助成の増額など教育予算を増やすことであり、いずれも教職員組合の果たす役割が大きいとした。

教職員を増やすには、「乗ずる数」を ふやすこと

その後、山崎さんがさまざまなデータを駆使して「長時間過密労働解消のためにも、教職員の大幅増員を」と提起した。

教員の業務を仕分けして「〇〇支援員」配置を増やす文科省の「働き方改革」は、学校の教育活動の委託化・民営化の地ならしになってしまう。長時間過密労働を解消するためには、「やらされ」（義務的な）仕事を減らすこととともに、少人数学級や教職員の定数増などの教育条件整備が必要とした。

そして、教員の標準定数が「学級数×乗ずる数」によって算定されることから、①少人数学級の前進によって学級数を増やす、②「乗ずる数」を増やして担任外の教員を増やし、1人あたりの授業持ち時間数を減らす、の2つの方法がある。現在の小学校教員の平均持ち時間数は週24コマだが、乗ずる数を1.5倍にすれば15～16コマになるとシミュレーションを示し、文科省予算6000億円の追加でそれは可能だとした。

教職の魅力を取り戻す

午後の報告のすべてが、長時間労働を解決するために、労働法制の改正と同時に教職員の増員が必要と提起した。総括討論では主に3つのことが補足された。

1つは、「『早く帰れ』と言われ、みんな18時にはいない。結局『裁量』と言われる部分が削られる。授業の準備や、子どもと話をする時間がない。指導要領の問題は大きい。ICTにかかわる仕事も多い」「早く帰れるようにと、休み時間、子どもを見ないで仕事をしている。助けてほしい」など、学校現場の切実な実態。

2つは、教職の専門性とかかわって、教特法22条に定められた承認研修など自主的な研修の位置づけ。文科省の「在校等時間」やさいたま超勤訴訟判決では認められていないが、教職の魅力を取り戻すためにも重要なことではないか。

3つは、労働安全衛生体制の確立。全教調査の中でも「学校に衛生委員会等が設置されているか」の質問に「ない」が30%、「よくわからない」も

30%。これからのとりくみの課題である。

(文責 糴谷陽子)

第7分科会

ジェンダー平等と教育

ジェンダーフリー・性教育バッシング後の20年を回顧しつつ展望する

【レポート】

- ① いま、ジェンダーフリー・性教育バッシングを振り返る
井上恵美子(フェリス女学院大学)
- ② 七生養護学校・性教育攻撃との闘いと勝ち取ったもの
日暮かをる(性教協障害児・者サークル)
- ③ 2018年足立区公立中学校性教育実践へのバッシング 樋上典子(性教協)
- ④ 日本軍『慰安婦』問題とジェンダー平等セミナーの取り組みから
棚橋昌代(新英語教育研究会)

【世話人】 杉田真衣(民研・東京都立大学)

【参加人数】 30名

① 「ジェンダー平等と教育」研究委員会でこの20年継続的にパンフ、ジェンダーバックラッシュ年表作成など、ジェンダーフリー・性教育バッシングに取り組んできた経過を見ると、安倍元首相の殺害事件で自動的に統一協会問題が浮上したのではない。バッシングが1990年代初頭の各ジェンダー政策の前進(選択的夫婦別姓、性教育、日本軍「慰安婦」等)とともに、「男女共同参画社会」政策の前進への巻き返しという点の確認が必要。性教育批判、日の丸・君が代強制、「つくる会」教科書検定合格などに、教育基本法改悪、憲法改悪などが続くが、これらの根底にジェンダー／セクシュアリティ問題の存在への認識不足があったのでは。この機にジェンダー／セクシュアリティ問題を位置づけて旧安倍政権、現極右の安倍派の総括が求められている。

自民右派の日本国憲法改悪案、「家庭」重視、家庭教育新法・推進条例策定方針は、統一協会の

政策と酷似。「伝統的な家族」を重視し、女性の自己決定権を否定する。個人の尊厳を確保し、身体の主体性の確立を目指す性教育は、心身を国家や家族に捧げる人間を作りだす教育の対極に位置する。伝統的な家族の崩壊を進める性教育への攻撃は「バックラッシュ」の核心的要素である。

改憲派は、24条を変え、憲法13条の個人の尊重を、家族を国家に奉仕する基本単位に替える狙いである。24条空洞化のために、家庭教育支援法成立を狙う。1990年代末から、家庭教育政策(「早寝早起き朝ごはん」など)を学校教育を通じて浸透させ、2006年高橋史朗等が伝統的な「父性」「母性」の復権を強調する「親学推進協会」を設立。翌年安倍内閣による教育再生会議は親学普及啓発を提言。国会では法案は未成立だが、地方自治体では「家庭教育支援条例」が相次いで制定されている。

② 七生養護学校の性教育は、すべての児童・生徒の人間としての尊厳を守ることを基本におき、自分を守りからだを大切にすることを育てることなどを旨としたもの。石原都政下の2003年7月、都議・都教委は視察と称して学校現場に乗り込み、職員を威嚇し、性教育教材の人形などとりあげた。

石原都政は、マスコミと一体になって過激性教育と激しくバッシングし、学校に介入した。この攻撃の中心に日本会議、国際勝共連合の思想があることを知る。2005年5月東京地裁に提訴。「七生養護学校こころとからだの学習裁判」は2009年3月東京地裁勝利、2011年東京高裁、2013年高裁判決が最高裁で決定し勝利した。判決で確定した内容は、保健室での都議の行為が旧教基法10条1項の「不当支配」に当たること、都教委は「不当な支配」から教員を守るべき保護義務を怠っていたこと、「厳重注意」は裁量権逸脱として慰謝料を認めたこと。「性教育の内容が不適切であると教員に対する制裁的取り扱いがされれば、それらの教員を萎縮させ、創意工夫による教育実践の開発がされなくなり、性教育の発展が阻害されることにもなりかねない」という東京地裁判決は大きな成果だった。東京高裁では、七生の「こころとからだ」の学習を高く評価し、学習指導要領の法的拘束力を限定し、現場の自主性を尊重する判決がでた。その後も性教育はバッシングの標的だが、実践を続けることが重要である。

③ バッシング後、性教育実践が広がらない中、大学の研究者3名との協働で創り上げた中学の性教育実践に対して、七生攻撃を仕掛けた自民党古賀都議が、2018年3月学校、教員、校長の名をあげ、「発達段階」を無視した「不適切な性教育」と指摘。都教委担当部長は、性交や避妊、人工妊娠中絶という言葉を使って説明した点に「課題があった」と答弁。この実践に際して綿密に連絡をとってきた足立区教育委員会と校長は、「必要な授業」とし、保護者、世論も「大切なこと」と実践を支持。4月東京都教育委員会の今後の対応として、学習指導要領を超える内容(妊娠・中絶など)を指導

する場合には、事前に学習指導案を保護者全員に説明、理解・了解を得た生徒を対象に個別指導(複数同時指導も可)を実施するとした。2019年3月東京都教育委員会は「性教育の手引き」をだす。紹介実践例は道徳に留まる。「性の学習」のねらいは包括的性教育。「性の学習」が人権の保障につながることを理解する。攻撃された、「自分の性行動を考える～避妊と中絶」の授業は、16歳で中絶件数が一気に跳ね上がるこの時期に必要な授業だ。性教育により生徒たちは反社会的行動が激減、学校が相談できる安心な場所になり、周りの大人も生きやすい学校になる。実践のためには保護者、教育委員会、学校との連携が必要だ。

④ 2010年、参議院議員24年間で「慰安婦」問題で48回国会質問した吉川春子さんの呼びかけで「『慰安婦』問題とジェンダー平等セミナー」を発足。目的は日本軍「慰安婦」制度の事実を広め、加害国としての責任を国にとらせ、背景にあるジェンダー不平等をなくす。基本活動は年3回のセミナー、フィールドワーク年1回など。発足以来、第二次安倍内閣の憲法改悪・「慰安婦」忘却作戦の策動が激化。朝日新聞バッシング、右派草の根・右翼メディアによる「河野談話」見直しなど。2015年12月「日韓合意」で「慰安婦」問題は終わったとされるが、韓国社会、被害女性は反発。日本政府は国連から何度も軍性奴隷制度への法的責任を認め謝罪せよと勧告を受けるも、実施せず強い批判をうける。1994年度高校、97年中学歴史教科書全てに「慰安婦」記述への危機感から歴史修正主義者・右派によるバッシングが現在まで途切れずに続くのは、軍の組織的犯罪である日本軍性奴隷制度の事実が広まれば、植民地支配への希薄な日本の加害認識を掘り起こし、「家を継ぐ子どもを産む女と快楽の対象になる女」が必要という家父長制の根深い女性差別意識が明白になるからか。日本人「慰安婦」が名乗り出ない背景に日本の人権意識の希薄さがある。日本でも#Me Tooなど新しい人権を確立する運動が起きている。世界では過去の植民地政策への国家としての「謝罪」が

相次いでいる。国際社会から日本を見、侵略戦争の反省をすることが今問われている。

(討論)

現場からの報告:家庭科の軽視。沖縄で全校体制で養護教諭が取り組む性教育実践が官制研で発表。実践を広げていくことが大切。私立幼稚園で性教育を保護者と学ぶ。

歯止め規定について:中学1年保健体育のみの規定。他は規定されないのに縛られているのが課題。なしくずしに規定をはずす取り組みをしよう。**近代家庭の在り方は:**家制度、近代的家父長制を否定する24条を根付かせるための家族像を考える。**ジェンダー平等教育:**人権・平和教育が必要。

第8分科会

障害児教育の専門性とは何か

—障害児教育の専門性を考える—

【レポート】

問題提起 河合隆平(民研・東京都立大学)

① 特別支援教室における子ども理解と教育実践 小池雄逸(東京都小学校)

② 子どもを笑顔にする保育・療育～保護者の悩みに寄り添う支援～

池添素(NPO法人福祉広場) 中村尚子(NPO法人発達保障研究センター)

【世話人】 河合隆平(東京都立大学)

【参加人数】 17名

午前中に小池さん、午後に池添さんと中村さんに報告いただき、最後に全体討論を行った。はじめに、河合から次の提議を行った。特別支援教育の開始から15年が経過したが、この間「専門性」が強調されてきた。子どもの個々の機能障害をアセスメントして、目に見えて評価できる行動変容を求める「要素主義的行動変容型指導」が広がり、通常学級では指導しきれない「特別な対応」に限定する「通常学級教育補完型」の教育観が強化されてきた。他方、障害児支援分野では支援の「サービス」をお金で買う「応益負担」の仕組みが貫かれており、子どもの発達に必要な生活と遊びを重視してきた「療育」が医療や心理学をベースとする個別の訓練に矮小化される状況が広がっている。こうした状況をふまえて、子どものねがいを聴きとることから出発し、子どもが障害や困難と向き合う主体として発達することを支える教育実践について討論し

たいと提起した。

小池さんは、東京の小学校の特別支援教室の現状を報告し、発達障害のある場合の子ども理解と「自己の育ち」を軸とした教育実践について語られた。発達障害のある子どもへの指導ではソーシャルスキルや感情の調整などが中心となるが、子どもがどのような願いをもち、不安や困難を抱えながら生きているのかを考える必要がある。「子ども理解」とは「子どもを丸ごと理解すること」であり、子どもとどのような関係性、教室、学校、社会をつくりたいかという問いが不可欠であると述べた。小池さんは指導実践や教材を示しながら「困ったときに相談できるようになる」ために、子どもたちが安心して自分の思いや考えを話そうと思える場や関係を拠り所に自己の感情や思考を知り、言葉で心の動きや思考を捉える学習活動を子どもと共に進

めていくことが肯定的な「自己の育ち」につながるという。特別支援教室の教育は同僚と子ども理解を共有しながら作りあげていくものであり、子ども一人ひとりの「しあわせ」とは何かを子どもの側から問うていくことの大切さが述べられた。

報告に対して、在籍学級担任とのかかわり、巡回指導での子ども理解や指導目標・評価の共有、「読み・書き」等の教科補充との区別の難しさ、知的障害を通級指導の対象とすることなどが議論された。発達の遅れに対する理解と支援は通常教育にも求められる「専門性」ではないかとの意見に対して、小池さんは特別支援教室でできることを追求し、学級担任と何が共有できるかを考えたいと応答した。今の時期、卒業文集が書けない子どもへの対応が課題となることが多く、子どもと一緒に過去を振り返ることの大切さを伝えている。指導時間が限られるなかで子どもの表面的な変化にしか目がいかなくなることはないよう、「子どもを丸ごととらえる視点」を共有し、教材を介して発達障害への理解を深めることを大切にしているという。特別支援教室を担当する参加者からも、担任が子どもへのまなざしを変えていく機会に立ち会うことの意義が語られた。特別支援教室の利用児童が増え、担当教員全員が揃ってのケース会議も難しい状況があり、条件整備とともに職場づくりや教職員集団づくりも課題とされた。

池添さんと中村さんは、児童発達支援事業や放課後等デイサービスなどの障害児支援分野で求められる「専門性」について保護者・家族支援の視点から報告された。中村さんは、障害児支援制度の概要と制度改定の動きを整理し、療育において医療や心理領域を想定した「高度の専門的な知識及び技術」が強調されて子どもの発達の土台となる生活と遊びを組織する保育の専門性が軽視されていると指摘した。続けて池添さんは、親の思いとして共通するのは「学校に行けることの安心感」「将来への不安」「相談できる場所がほしい」であり、子どもの命や発達を守るためにも、親が「発言・発信できる主体」として育つのを支えることが大切で

ある。そして療育と教育では「保護者に提供できる情報量の違い」が決定的に大きいからこそ、学校関係者は子どもの将来に関わる福祉等の情報に通じている必要があると述べた。

池添さんは、親に「尋ね返すこと」で困りごとの本質が見えてくるが、親が「この人に話してみよう」と思える支援者とは「ちゃんと話を聞いて、気づかせてくれる人」であるという。親を苦しめるのは「こんな状態では学校に入ったら困るよ」という言葉であり、むしろ子どもの「好き」や「こだわり」に徹底的に付き合うことで就学後に落ち着いてくる。また「園でできたのだから、家でもできるように」というのも親を追い詰め、事業所めぐりに駆り立てていく。だから「育てる」のではなく「育つ」を支えるという「発達」の視点が大切であり、「自分自身で答えを見つけ出していけること」が保護者支援の究極の目的であると語られた。そして最後に、学校との情報共有の難しさもあるが、子どもを中心とするネットワークづくりのために、子ども「に」ではなく、子ども「の」話を聴くことの大切さが指摘された。

報告を受けて「とにかく食べさせたい、できるようにさせたい」という親をどう支えるか、自分の思いをじっくり聴きとられることは子どもにも大人にも大切であり、そこから相手への安心感が生まれてくるのではないかということが語られた。そして、みんなで事実をつき合わせて理解を深めるところに子ども理解の要があることが確かめられた。

教員養成に携わる大学教員からは「障害」ばかりが強調されて子どもを「丸ごと」とらえるということが難しくなるなかで「生活」と「発達」にこだわった授業をしていると発言があった。指導教諭として初めて支援学級を担当する教員に関わっている参加者からは、指導の成果や効率化が重視されるなかで子どもとゆっくりかわる自分の指導は古いのかと悩んでいたとの発言もあった。また「障害児教育は教育の原点」という言い古されてきた言説にかかわって、保護者との共同の濃密さとエネルギーも障害児教育固有の専門性ではないかと議論された。

最後に、小池さんは未経験者も含めた特別支援教室担当教員が急増するなか、子どもの声を聴きながら、子どもに合わせて学びをつくっていきける特別支援教室の仕事の「やりがい」を積極的に語りながら、教師としての「やりがい」や「喜び」を同僚と分かち合っていくことが重要であると述べた。そして池添さんからは、教師や保育士が「わからない」ところから出発し、それでも子どものことを「わかる

う」「わかりたい」という気持ちを持ち続けられるような実践を支援する仕組みが必要であると提起された。こうして、学校教育と障害児支援それぞれの問題状況を共有できたことは有意義であり、保育・療育・教育に通底する子ども理解をふまえつつ、障害のある場合に固有に求められる専門性について討論を深めることができた。

第9分科会 環 境

【テーマ】 なぜ私たちは環境問題に取り組むのか？ 高校生・大学生に聞く活動経験

【レポート】

問題提起 二ノ宮リムさち(民研・東海大学)

① 未来守;昭島の今を素敵に!そして未来まで! 二ノ宮リム虹・山下勝也(未来守)

② ジンデ池の生物多様性を地域の宝に! 生物調査と環境保全

植村優人(ジンデ池生物研究所)

③ エシカルふえす in NAGANO 行徳ゆりな(エシカルふえす長野実行委員会)

④ FFF Tokyo の活動内容と課題

田原美優・増谷いつき・手塚隆太(FFF Tokyo)

コメント 大森享(北海道教育大学)、古里貴士(東海大学)

【世話人】 二ノ宮リムさち(民研・東海大学)、安藤聡彦(民研・埼玉大学)

【参加人数】 15名

討論のまとめ

今回は分科会の趣向を大きく変え、それぞれの地域で環境問題に取り組んでいる若者たちに活動を報告してもらい、報告者同士、ならびに参加者と、議論を重ねていった。以下その概要を記録しておく。

問題提起

若者たちに対してしばしば「おとなしすぎる」とか「空気を読みすぎ」ということが言われるが、地域や世界に目を向け具体的な活動に取り組む若者たちが増えてきているようにも見える。コロナ禍と

いう特殊な経験をするとともに、世代間の不公正が露わとなったいまの若者たちがどんな気持ちで環境活動に取り組んでいるのかを発表してもらい、私たちおとなは何を問うていけばいいのか、一緒に社会をつくっていくためにはどうすればいいのかを考える場にしたい。

未来守;昭島の今を素敵に!

そして未来まで!

最初の報告は、東京都昭島市の高校生で組織される「未来守」から。2021年3月、地元の中学校を卒業した報告者たちは、「地元昭島のために何かし

たい」と考え、「いろいろ考えたけれど、ほかにいい活動が思いつかなかったので」ゴミ拾い活動を始めたという。実際に取り組んでみると仲間が徐々に広がり、無料塾をやってみたり、ハーバリウム教室をやってみたりなど、活動が徐々に広がっていった。同時に、何度ゴミ拾いをやってみてもゴミがなくならない現実に直面するなかで、人々の意識改革が必要だという認識を強くもつようになり、映画『マイクロプラスチック・ストーリー；ぼくらがつくる2050年』の上映会を開催。また「特定区域での喫煙を禁止する」など5項目からなる陳情を昭島市議会に対して行い、採択されるに至ったという(2022年6月)。報告者たちは、実際に取り組んでみて様々な社会課題を認識することになるとともに、「自分で考える力を獲得できた」などといった成長の手応えも感じているという。これからの展望として、「高校生以下がもっと環境について触れて考えて表現できる場を増やしたい!」と締めくくった。

ジンデ池の生物多様性を地域の宝に！ 生物調査と環境保全

続く報告は、高知市の西方にある須崎市から。報告者は、中学2年になろうとしていた2019年春に自宅から少し離れたところにあるジンデ池という今は使われていないため池の廃止計画を知る。以前そこで生き物観察をしたことがあった彼は、「たぐさんの生き物のすみかとなっている池を廃止してよいものか」と考え、早速実際どんな生き物が生きているのかを知るために調査を開始。19年10月には地元科学発表会で発表を行い、それが地元紙で報道されることによって、ジンデ池の存在は多くの人に知られることになった。20年夏には須崎市長らとの懇談会で、ジンデ池の豊かな生物相を守ることを依頼し、同年10月には市長が「防災と環境保全の両立できるような工法を工夫したい」と定例会見で発表するに至った。報告者は21年4月に小中高生や専門家とともに「ジンデ池の生物多様性を守るための生物調査・環境保全を行う団体」としてジンデ池生物研究所を設立して所長に

就任、現在は「地域全体で守っていくという意識を高める」ために調査や生物多様性セミナー等の活動を行っている。

エシカルふえす in NAGANO

若者たちは様々な機会を通して環境課題と出会う。本セッションの報告者は、大学の講義で『ザ・トゥルー・コスト』という映画を観てみるようにと教員から勧められ、実際に観たのが転機だったという。「ファストファッション 真の代償」との副題を有するその映画は、大量生産大量消費のファッション業界の裏側を描き出しており、報告者はそこで語られていた在るものを大事に使い、責任ある消費を行うという考え方が「自分にあっている」と直感する。その後、「地域まるごとキャンパス」という長野市内全域で行われているプロジェクトを通してエシカルふえす長野実行委員会と出会った彼女は、そのイベントにコミットしつつ、関係者の取材を重ね、動画を作成して発信する取組を行っている。報告者は、「社会のため地域のためというより、自分事であるということが大事と想っているから、やる気がなくなると動けなくなる」という悩みを率直に吐露。「考えを押しつけるのではなく、知ってもらったり体験してもらえらる機会をつくる」、「求められるよりやりたいことを大切に作る」など、様々な考えが出され、議論の輪が広がった。

FFF Tokyo の活動内容と課題

FFF (Fridays for Future) は、よく知られているように、スウェーデンのグレタ・トゥーンベリの活動から世界に広がった気候変動対策を求める国際的な草の根運動である。FFF Tokyo はグレタが活動を始めた翌年の2019年に立ち上がり、現在20名ほどがコアメンバーとして活動している。とくにリーダーはおかず、緊密に連絡をとりあいながら、定例的な金曜日アクションやCOPにかかわるスタンディング、世界気候変動の日のための東京マーチ、セミナー、など多彩な活動に取り組んでいる。報告者たちによれば、この組織を通して、日常生活

のなかではなかなかなされにくい危機感がシェアされ、活動家同士のつながりができることが何よりのメリットであるという。同時に、周囲の社会運動に対する偏見や知識の不足、人の出入りが多く人脈やノウハウが受け継がれにくい、など、様々な課題を抱えていることも率直に語られた。デモに対する暴力的なイメージを払拭し、お祭りのように楽しいものとすることによって、「ドイツのような何万人規模のマーチをやりたい」として、報告は締めくくられた。

最後のコメント

「大学で学生たちと接しているといまの若者たちは人とつながることを求めているように感じるのだが、今日の報告をきいて、つながりをつくり、支え合いながら多彩な活動をしている若者たちがいることを再確認し、自分も大学でもっとがんばらなければという気持ちになった、元気をもらった」(古里貴士)「今日語られた活動には、単なる過去の知識

の獲得で終わる学びではない、これからの社会をどうするのか、そのためにどう新たな知を創造するのか、という協働的な学びの姿があった。現実世界を変革する活動が有する教育力・人間形成力の探究に教育学は真剣に取り組まねばならないとあらためて思った」(大森享)

実にすがすがしく、濃密な4時間だった。もっばら若い世代の報告で分科会を構成することは、我々世話人にとっても挑戦だったが、地域と世代を超えた環境活動にかかわるこうした語り合い、学び合いの場が重要であることを痛感した分科会だった。本交流集会はもとより、民研の研究活動や「教育のつどい」などにもどうつなげていくべきか、大きな宿題をもらったと思う。

(文責 安藤聡彦)

2023年1月15日 新聞 全教

民主主義はパワー、 たたかえば勝利する

アメリカの教員組合運動に学ぶ

民研第31回全国教育研究交流会



討論を深めるシンポジストのみなさん

組合委員長で現在レイバーノーツ(以下LN)スタッフのバーバラ・マテローニさんの講演「たたかえば勝利する」米国における教員組合の組織化」で、公教育に対する新自由主義攻撃のたたかいかいをどのように教員組合が組織したかについて語られました。民主的なプロセスを通じ、徹底的に互いに敬意を払い、自分たちが求める世界を展望してたたかうことで、資本主義が押しつけるのは正反對の経験をつくり出し、すでに久間さんは教員不足の実態と勝利している、というところが共感を呼びました。「民主主義はパワー、たたかえば勝利する」と語られ、強い講演でした。続く、教育研究者・鈴木大裕さん

民研第31回全国教育研究交流会が、12月25・26日に全国教育文化会館(オンライン併用)で開催されました。25日は、基調報告(実行委員長・山本由美さん)に続いて、「コロナ禍の分断を越える参加と共同をテーマとした教員組合運動に学ぶ」をテーマに講演とシンポジウムが行われました。

その後、全教中央執行委員・笹本育子さんと慶応義塾大学・佐久間亜紀さんの報告にもつづいたシンポジウムが行われ、笹本さんはLNに参加し強い刺激を受けたこと、日本の青年教職員がおかれている実態を具体的に報告しました。佐久間さんは教員不足の実態とその背景について報告し、課題を明らかにしました。日本の教員状況を比較しながら、参加と共同を示す方向を示されました。

保護者、地域との共同から 新自由主義教育改革の対抗軸を



全体会：会場の様子

※LNは、「労働運動に運動を取り戻す」を合言葉に1979年設立。月刊紙を発行し、ウェブサイト運営。労働者向けの労働教育プログラムを実施。改革のとくみを40年近くにわたり続けてきた。

教職員・保護者・地域の共同をどう進めるか議論した民研の全国教育研究交流集会 25日、東京都内



保護者・地域と共同を

民研が教育研究交流会開く

民主教育研究所（民研）の第31回全国教育研究交流集会が25日、東京都内（オンライン併用）で、「保護者、地域との共同から新自由主義の対抗軸を」をテーマに始まりました。教職員、研究者ら約200人が参加し、コロ

ナ禍による社会の孤立化・分断を乗り越えて運動を広げる方向について議論しました。同日開かれた全体会では、アメリカで改革派の労働組合への支援などに取り組む「レイバーノーツ」のメンバー、バーバラ・マデロ

ーニさんが講演。教育研究者の鈴木大裕さんの質問に答えました。マデローニさんは、アメリカの各地で教員組合がストライキを成功させ、勝利していることを紹介。組合員同士の民主的な対話を重視し、どんな学校にしたいかといったビジョンを明確に語る必要があると指摘しました。

千人が支援集會に参加したとし、組合と地域の人たちの対話の重要性を強調しました。マデローニさん、鈴木さんと全日本教職員組合執行委員の笹本育子さん、慶応大学の佐久間亜紀教授をパネリストにしたシンポジウムでは、若い教職員の置かれている深刻な状況や教員不足の現状・原因が報告されました。

ロサンゼルスの教員組合が行ったストライキでは組合員以外の保護者・市民など1万5

集會は2日間の日程で、26日は九つの分科会がオンラインで開催される予定です。

第31回全国教育研究交流集会
東京(オンライン併用)
報告記録集

保護者、地域との共同から
新自由主義教育改革の対抗軸を

2023年3月

編集 民主教育研究所

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1

全国教育文化会館 5F

Tel 03-3261-1931

Fax 03-3261-1933

Email office@min-ken.org

HP <https://www.min-ken.org>

